

## 「川口駅・川口元郷駅周辺地区」特定地区指定について

- 1 地区の名称：川口駅・川口元郷駅周辺地区
- 2 所在市町村：川口市
- 3 地区の位置：位置図、区域図のとおり
- 4 地区の面積：約 330ha
- 5 指定理由： 当該地区は埼玉県南の玄関口であり、鑄物産業発祥の地である川口市の川口駅周辺及び川口元郷駅周辺を中心とした地区である。

川口駅周辺には、樹モールなどの商店街や大規模な商業施設が立地し、川口市で最も多くの都市機能が集積している。また、市街地再開発事業や住宅市街地総合整備事業をはじめとした様々な事業が展開され、活気やにぎわいがある川口の顔となるまちづくりが進められている。しかし、交通渋滞が慢性的に発生しており、交通分散や広域的な通過交通を処理できる都市計画道路の早期整備が求められている。

川口元郷周辺では、埼玉高速鉄道線が開業したことにより、工場がマンションに変わるなど新しい市街地が形成されようとしており、誰もが安全で快適に利用できる生活拠点としての整備や基盤整備が求められている。

川口駅周辺と川口元郷駅周辺の連携強化を図ることにより、川口・鳩ヶ谷重点地域の中核をなす拠点形成が期待できる。

芝川や荒川沿いには住宅、店舗、中小零細な工場などが、基盤整備が十分進まないまま建ち並んでおり、基盤整備や老朽住宅等の更新など防災性の向上が課題となっている。また、工場の転廃業が進み、地場産業の活力が低迷してきている。

地区内には芝川、地区に隣接して荒川が流れており、身近に触れることのできる「水と緑のネットワーク」の充実が求められている。特に芝川では、親水性豊かなふるさとの川としての水辺環境づくりが進められており、土地利用転換が進む芝川沿いの工場跡地等では、親水空間を活かした開発の誘導が求められている。

このようなことから、都市機能が効果的に機能するために都市基盤施設等の一体的な早期整備が求められている。

以上の理由により、「川口・鳩ヶ谷地域」都市・居住環境整備重点地域のうち、当該地区は、都市再生推進事業制度要綱第2条の3第2項に規定する「特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき相当規模の地区であり、1 安全性、経済活力等の基礎的な機能の低下が発生している地域であること。 2 都市基盤施設の整備及び面的整備等の実施によって都市機能の改善や拠点形成の促進が期待される地域であること。」の要件に該当することから特定地区として指定する。



図 川口駅・川口元郷駅周辺地区区域図

